

住宅改修費の支給に係るQ & A

被保険者や事業者から照会の多い事項について、次のとおり福山市としての回答を作成しましたので参考としてください。

なお、この回答は、基本的な考え方としてお示しするものもあり、実際は、個別具体的な状況を踏まえて判断していますので、ご不明な点がございましたら、介護保険課（☎084 - 928 - 1166）にお問い合わせください。

問1 玄関から公道などへ出るために、屋外の通路面を滑りにくい舗装材に変更する場合は、支給対象となるか？

答1 支給対象となります。

ただし、通路面の支給対象範囲を車いす程度の幅（90cm～1.5m）としていますので、その範囲を超える工事の場合は、見積書を対象分及び対象外分に按分し、それに合わせた完成予定図（写真の場合は、メジャーを当てて撮影）、平面図などを事前申請書に添付してください。

問2 庭に通路を新設する場合は、支給対象となるのか？

答2 申請者の本来の動線でなく、通路として使用していない部分を新設する工事は、支給対象となりません。

問3 廊下幅が狭く、歩行の安定を図るため、廊下床部分（縁側など）を増床する場合は、支給対象となるのか？

答3 新たに床を造る工事となるため、支給対象となりません。

問4 土間や店舗である場所を居室とし、床段差解消などを行う場合は、支給対象となるのか？

答4 個別の住宅改修の実態に応じて判断します。例えば、家屋形態、申請者の心身の状況などを勘案する中で、その改修以外の対応が困難な場合は、支給対象となり得ます。介護保険課に必ず事前相談をお願いします。

問5 居室から直接外出できる掃き出し窓の新設工事（全額自己負担）と同時に、屋外部分にスロープを設置する場合は、支給対象となるのか？

答5 現在の困難箇所における改修工事ではないため、支給対象となりません。
ただし、掃き出し窓の新設後、日常生活において、出入りを行うなかで、スロープを設置する必要がある場合には、段差解消として支給対象となります。

問6 従来の浴室をユニットバスに取り替える場合は、支給対象となるのか？

答6 浴室の段差改修又は床材変更として、ユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）の購入設置により行う場合であって、工事費を按分することが可能な場合は、支給対象となります。

その場合、着工前の写真には、改修前の浴槽の高さが分かるよう浴室床から浴槽の縁、浴槽の底から浴槽の縁にメジャーを当てて撮影し、改修後の浴槽の高さが分かるようカタログの写しを添付してください。

また、改修前の浴室床の部分についても、脱衣所との段差が分かるよう、同様にして撮影してください。

なお、見積書は、段差解消及び床材変更部分に係るもので按分してください。

問7 現在使用している洋式便器を別の洋式便器に取り替える場合は、支給対象となるのか？

答7 一般的には、和式便器を洋式便器に取り替える場合を想定していますが、申請者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、支給対象となります。

その場合、着工前の写真には、床から便座までの高さが分かるようメジャー

を当てて撮影し、改修後の便器の高さが分かるようカタログの写しを添付してください。

なお、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として福祉用具購入の支給対象となるものもありますので、併せて検討してください。

問 8 改修中に申請者が入院（所）した場合は、支給対象となるのか？

答 8 申請者が入院（所）するまでに工事が完成した部分までは、支給対象となります。

問 9 改修中に申請者が死亡した場合は、支給対象となるのか？

答 9 申請者の死亡時に完成している部分までは、支給対象となります。

なお、支給申請書における申請者及び口座については、直系の親族名で記載ください。

その際、住民票で続柄が確認できる場合には、添付書類は不要ですが、住民票が異なる場合は、続柄が確認できる戸籍抄本などの写しを添付してください。

問 10 入院（所）中の住宅改修は、支給対象となるのか？

答 10 入院（所）中の場合は、住宅改修の必要が認められないので、支給対象となりません。

ただし、退院（所）後に在宅での生活を行うため、あらかじめ改修する必要がある場合に限り、支給対象となります。

その場合には、確定した退院（所）日の 1 週間程度前を限度に事前申請を行ってください。

なお、退院（所）しないこととなった場合は、申請できないため、そのことについて、了解を得た上で、実施してください。

問 11 現在の住宅で既に支給を受けているが、転居した場合、新たな住宅での改修は、支給対象となるのか？

答 11 転居した場合は、転居前に係る支給状況に関わらず、転居後の住宅について、支給限度基準額（20万円）までが支給対象となります。

なお、住宅改修は、住民票上の住宅がその対象となります。

問 12 過去に支給限度基準額（20万円）までの支給を受けた場合、その後の改修は支給対象外となるのか？

答 12 基本的には、支給対象となりませんが、初めて支給された住宅改修の着工日の要介護度を基準として、次の表のとおり、要介護度が3段階以上上がった場合は、1回に限り、再度、支給限度基準額（20万円）までが支給対象となります。

旧要支援	→	要介護3・4・5
要支援1	→	要介護3・4・5
要支援2	→	要介護4・5
経過的要介護	→	要介護3・4・5
要介護1	→	要介護4・5
要介護2	→	要介護5